

○伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

平成20年 3 月26日 条例第 3 号

改正

平成26年 3 月28日 条例第 4 号

平成27年 3 月17日 条例第 4 号

伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第 2 項の規定に基づき、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務執行の状況についての点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、伊賀市教育行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会が自ら行う教育行政事務の点検及び評価について教育委員会に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育行政に関する専門的知識を有する者
- (2) 教育行政事務に関して実務経験を有する者
- (3) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援教育諸学校の校長経験者
- (4) 社会教育又は文化財保護についての識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、議事にかかる関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。